

回 答 書

業務名		令和6年度多賀城市特定保健指導委託業務	
番号	質問項目	質問事項	回答事項
1	支援内容、単価について	<p>「集団特定健康診査分」と「個別特定健康診査分」の支援内容の違いについて教えてください。 (個別分の単価が低い理由が不明のため)</p>	<p>当市の特定健診は、集団健診と個別健診を実施しています。特定保健指導の対象者全体における各健診からの出現割合は、概ね集団健診85%、個別健診15%です。集団健診の対象者が多いことから集団健診の方がセミナーやイベント等の事業実施日程を確保する必要があると考え、単価に差を設けています。</p> <p>なお、質問の部分については、上限単価となっていますので、当該上限単価以内で、事業者の提案により金額を設定することとなります。各々の健診で対象になった方全員に対して、金額内で実施可能な内容で、セミナー、イベント、働きかけの手段や回数、オンライン対応、客観的評価の方法等、実施率向上及び特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（最新版）にある評価基準に合わせて、提案ください。</p>
2	提案書の記載内容について	<p>提案書に記載する、『過去5年以内に受託した「保健指導申込率」平均値の実績』とは、どういった内容か。分子と分母の内容を知りたいです。</p>	<p>分母は特定保健指導対象者全体、分子は特定保健指導に至った人数です。</p> <p>率は各保険者の特定保健指導で異なると思いますので、各保険者事業の詳細は業務実績調書へ、全体の平均は事業提案書へ記載ください。</p>
3	納税証明書について	<p>本社と支社がある場合、会社全体と支社のみ、どちらが必要か。 (支社が中心となって指導を行います。)</p>	<p>本市と契約を締結する際、本社が契約をする場合は本社のもの、支社が契約をする場合は支社のものが必要になります。参加表明時点で決まっていない場合は、両方必要になります。</p>